

MURAMATSU Management Express

発行元：村松商工会／経営支援室
 〒959-1705 新潟県五泉市村松乙245
 TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409
 E-mail:mmms2201@blue.ocn.ne.jp
 URL <https://www.muramatu-net.or.jp>

スマホをかざして
最新情報チェック



[村松商工会HP] [muramatu-net.or.jp]



今月のトピックス

- 労務：労働保険年度更新個別指導会について
- 労務：子育てに関連した給付金創設について
- 労務：令和7年度雇用保険料率のお知らせ
- 税務：申告所得税・消費税 口座振替日到来
- 情報：4月度行事予定・金融・地域情報等



書類作成はお早目に！ 労働保険に加入している事業所が年に一度必ず行う手続です！

労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新のお知らせ～労働保険年度更新手続個別指導会開催～

労働保険に加入している事業所は、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための手続きとして、毎年4月に「年度更新」を行う必要があります。

労働保険の保険料計算は、令和6年4月から令和7年3月までの1年間に従業員に対し支払った賃金額や、建設業の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付することとなります。

当商工会へ労働保険事務を委託している事業所につきましては、年度更新手続きに係る個別指導会のご案内と提出書類を3月下旬に郵送しております。支払賃金や元請工事請負金額等必要事項をご記入いただき、指定日時に来会のうえ手続きをお願いいたします。



1. 日程：①4月4日(金) ②4月7日(月) ③4月8日(火)
 ④4月9日(水) ⑤4月10日(木)
- ※時間：各日9:00～15:30

2. 会場：村松商工会館 2階大会議室

3. 手続きに必要な提出書類：

- (1)労働保険料等算定基礎賃金等の報告（製造業・小売業・サービス業・建設業）／支払賃金額・人数を記入
- (2)一括有期事業報告書・総括表（建設業）／元請工事の名称・期間・請負金額（消費税抜）を記入
 ※上記書類のExcelデータを村松商工会HPに掲載していますので、ぜひご活用ください。
<https://www.muramatu-net.or.jp>
- (3)出勤簿・賃金台帳・工事台帳等
- (4)社名のゴム印等

～育児休業制度や時短勤務制度を活用する皆さまへ～

『子育て』に関連した給付金の創設について

令和7年4月より、仕事と育児の両立支援を目的とした『出生後休業支援給付金』及び『育児時短就業給付』の支給申請が開始されます。

つきましては、各給付金の概要を掲載しますのでご確認ください。



◆出生後休業支援給付金

子の出生直後の一定期間に両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人）14日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」が最大28日間支給されます。

①支給要件 (1)・(2)を同時に満たすこと

- (1)被保険者が対象期間に同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ活休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- (2)被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業を取得したこと。または、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当すること。

②支給額

休業開始時賃金日額×休業期間の日数（上限28日）×13%

◆育児休業時短就業給付金

2歳に満たない子を養育するために時短勤務した際、育児時短就業前と比較して賃金が低下する等の要件を満たす場合に支給されます。

なお、支給申請は被保険者を雇用している事業主が行います。

①支給要件

(1)・(2)の両方を満たす方が(3)～(6)の要件を全て満たす月に支給

- (1)2歳未満の子を養育するために育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- (2)育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて育児時短就業を開始したこと。または、育児時短就業開始前2年間に被保険者期間が12ヶ月以上あること。
- (3)初日から末日まで統けて雇用保険の被保険者である月
- (4)1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- (5)初日から末日まで統けて育児休業給付または介護給付を受給していない月
- (6)高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

②支給率

育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額

③支給対象期間

育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各歴月について支給されます。

※上記給付金の支給申請方法や給付金制度の詳細等について、ご不明な点のある方は商工会までお問合せください。

4月の行事予定

2(水)	青年部監査会・常任委員会	村松商工会館
3(木)	女性部監査会・役員会	村松商工会館
4(金)～10(木)	労働保険年度更新手続個別指導会	村松商工会館
8(火)	県女性連第1回理事会	新潟県商工会館
14(月)	商工会期末監査会	村松商工会館
17(木)	第1回正副会長会	村松商工会館
22(火)	新津法人会正副会長会・理事会	五泉市赤海
24(木)	第1回理事会	村松商工会館
25(金)	青年部通常総会	五泉市村松
28(月)	女性部通常総会	五泉市村松

～五泉市観光協会からのお知らせ～ 『五泉市観光魅力づくり補助金』概要

五泉市観光協会では、観光産業の一層の振興を図るため、地域や民間事業者が行う観光資源の磨き上げ、観光コンテンツの開発及びイベント・プロモーション等に要する経費に対し、「五泉市観光魅力づくり補助金」を交付します。



◆補助金対象者

五泉市に所在する地域団体や民間事業者

◆補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施される事業

◆補助対象事業（取組み例）

- 食や温泉など地域資源を活かした誘客促進
- 地場産品の販売や土産物開発による集客拡大
- 街歩きや収穫体験等の着地型メニューの造成 など

◆補助額（補助率）

20万円の定額補助に加え、20万円～180万円までの範囲内で補助率1/2相当分を補助する。なお、最低事業費は60万円とする。（※最低自己負担額20万円）

◆申請締切

令和7年4月30日（水）まで

◆お問い合わせ

（一社）五泉市観光協会（TEL.47-7518）

※本事業の詳細につきましては観光協会ホームページよりご確認ください。

日本政策金融公庫貸付利率（令和7年3月3日現在）

◆普通（一般）貸付…貸付限度額 4,800万円

運転資金：5年以内/2.80～3.80%

設備資金：10年以内/2.80～3.80%

◆危機対応後経営安定貸付…貸付限度額 別枠7,200万円

運転資金：20年以内/1.95%（据置2年以内）

※既往債務の返済負担軽減のために必要な運転資金

※設備資金は対象外

◆経営改善貸付…貸付限度額 2,000万円

運転資金：7年以内/1.95%

設備資金：10年以内/1.95%

<令和7年度 雇用保険料率のお知らせ>

令和7年度の雇用保険料率について、下記のとおり料率が変更となります。

給与計算の際は下記料率表をご確認いただき、計算間違いのないようご注意ください。

<雇用保険料率：令和7年4月～令和8年3月>

事業の区分	①被保険者負担分	②事業主負担分	①+②保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

～4月下旬に口座振替日が到来します～

申告所得税・消費税 口座振替日のお知らせ

「申告所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の確定申告を行った方で、振替納税をご利用の方は、4月下旬に口座振替となります。

残高不足等で振替日に引落しができない場合は、納期限（3/17月）の翌日から納付日までの延滞税が課される場合がありますのでご注意ください。

区分	申告所得税	個人事業者の消費税
口座振替日	4月23日(水)	4月30日(水)

村松商工会職員人事異動のお知らせ

【退職（令和7年3月31日付）】

事務局長 小林 克多

経営指導員 菊池 宗大



【転出者（令和7年3月31日付）】

経営支援員 坂井 仁美（阿賀野市商工会へ転出）

【転入者（令和7年4月1日付）】

経営支援員（記帳専任職員）

藤崎 志穂（新潟こうなん商工会より転入）

経営支援員（記帳専任職員）

岡田 侑己（新規採用）

4月1日付の人事異動に伴い、上記のとおり職員の異動がありました。担当業務の変更等もございますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

商工会員募集へのご協力のお願い

商工会では、商工会に加入していない事業者の方の加入促進を行っています。皆様の周りで商工会に未加入の方や新たに事業を創業予定の方、創業された方がおられましたら、商工会への加入をお勧めくださるようお願いします。